

オペレーティング・リース取引

◎ 契約日が**2013年10月1日**から**2019年3月31日**以前で、物件借受日(リース開始日)が**2019年9月30日**以前の場合に、改正消費税法に定める経過措置の要件(※)を満たした場合は、**2019年10月**以後のリース料に係る消費税率は**8%**となります。

◎ オペレーティング・リース取引の経過措置の適用は契約内容によって異なります。取引リース会社にご確認ください。

(※)改正消費税法附則第5条第4項に定める資産の貸付に係る要件のうち、第一号と第二号に該当する必要があります。

- 第一号:当該契約に係る資産の貸付期間と期間中の対価の額が定められていること
- 第二号:事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと

公益社団法人リース事業協会
JAPAN LEASING ASSOCIATION
<http://www.leasing.or.jp>

*本パンフレットの著作権は、公益社団法人リース事業協会に帰属します。
無断引用・複製を禁止します。

*改正消費税法は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(2016年11月28日公布)により改正された消費税法を意味します。

2019年1月発行

改正消費税法と リース取引

2019年10月1日から消費税率が10%になります。

お客様がリース会社にお支払いただくリース料に消費税が課税されます。

リース取引の契約日、物件借受日(リース開始日)によって、消費税率の適用関係が異なります。

このパンフレットでは、リース取引と消費税率の適用関係を分かりやすく説明いたしました。
ご一読くださいますようお願いいたします。

公益社団法人リース事業協会

本冊子は2018年12月現在の関係法令等に基づき作成しています。
掲載内容等の変更は、当協会ホームページでお知らせします。

